

一般社団法人芭蕉の辻まちづくりの会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人芭蕉の辻まちづくりの会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を仙台市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、仙台城下の町割りの基点である芭蕉の辻を中心として、城下町を礎にしたまちづくりを行うことにより、魅力や風格のある仙台都心を創造し、経済・産業を発展させることで、宮城県をはじめとする東北の底上げを図るとともに、インバウンドの方々にも魅力あるまちづくりを、市民の総意で行うことを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. まちづくりに関する調査、研究、企画及び提案
2. まちづくりに関するイベントの企画、運営及び受託
3. まちづくりに関する情報及び資料の収集ならびに情報発信、広報活動
4. 地域の商業振興に関する企画、調査及びコンサルタント業
5. 歴史及び文化の保全事業
6. カルチャースクールの企画及び運営
7. 観光土産品、インテリア用品、日用品雑貨の製造、開発、デザイン及び販売
8. 小荷物の預かり業務
9. 傘及び着物のレンタル、着付けならびにヘアメイク、メイクアップ業務
10. 飲食店の経営及びコンサルティング
11. 印刷物及び広告の企画、デザイン、編集及び出版
12. 観光施設の企画開発、管理及び運営
13. 観光案内業
14. 倉庫業
15. インターネット、携帯電話などのネットワークを利用した各種情報提供サービス
16. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理ならびに不動産の有効利用に関するコンサルタント業
17. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び技術的知識（ノウハウ）の賃貸ならびに売買・使用許諾に関する業務
18. その他、当法人の目的達成に必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社員及び賛助会員

(入社)

第6条 当法人は、社員及び賛助会員をもって構成する。

2 賛助会員は、当法人の目的に賛同して入社した個人または団体とする。

3 社員または賛助会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員及び賛助会員は、当法人の経常的な費用に充てるため、または目的を達成するため必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は任意にいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員の資格喪失)

第10条 前二条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するのに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総社員が同意したとき

(2) 当該社員が死亡または解散したとき

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(権限)

第14条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 計算書類の承認
- (4) 定款変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他の社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第15条 社員総会の招集は、別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議決権)

第17条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(員数)

第20条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3. 理事及び監事は、辞任または任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

4. 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(代表理事・職務権限)

第 23 条 当法人は、代表理事 1 名を置き、理事の互選により定める。

2. 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員報酬等)

第 25 条 役員報酬、賞与其他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 26 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第 5 章 理 事 会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人法）という。）第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 32 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの年 1 期とする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- 2 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 35 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 36 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第 37 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時の役員)

第 38 条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

| | |
|-------|---------|
| 設立時理事 | 平 賀 ノ ブ |
| 設立時理事 | 大 宮 利 幸 |
| 設立時理事 | 庄 子 博 |
| 設立時理事 | 桜 井 鉄 矢 |
| 設立時理事 | 及 川 善 朗 |
| 設立時理事 | 佐 藤 道 子 |
| 設立時監事 | 駒 井 秀 重 |
| 設立時監事 | 鈴 木 修 一 |

2. 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立時社員の氏名または名称及び住所)

第 39 条 当法人の設立時の社員の氏名または名称及び住所は、次のとおりである。

| | |
|-------|-------------------------------|
| 平賀 ノブ | 仙台市青葉区中央 2 丁目 1 - 1 5 |
| 大宮 利幸 | 宮城県柴田郡川崎町大字前川字中道南 3 - 4 |
| 庄子 博 | 仙台市青葉区大町 1 丁目 1 - 2 2 |
| 桜井 鉄矢 | 仙台市青葉区中央 2 丁目 1 - 1 5 - 2 0 7 |
| 及川 善朗 | 仙台市太白区西多賀 4 - 1 9 - 1 1 |
| 佐藤 道子 | 仙台市青葉区水の森 2 丁目 8 - 1 5 |

(法令の準拠)

第 40 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に伴う。

平成 30 年 3 月 12 日

以上、一般社団法人芭蕉の辻まちづくりの会設立のため、設立時社員平賀ノブ他 6 名の定款作成代理人である嵐田志保は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

上記設立時社員の定款作成代理人

司法書士 嵐 田 志 保